

## 平成30年第4回市原市議会定例会追加議案概要

条例の一部改正 …… 1件

議案第 1.2.1 号 市原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、国家公務員における給与改定等を勘案し、本市の一般職の職員の給料月額、期末勤勉手当の支給割合、宿日直手当の支給限度額及び議員、市長等の期末手当の支給割合の改定等を行うため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

1 改正条例

- (1) 市原市一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例
- (3) 市原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

2 一般職

- (1) 行政職給料表の改定  
国の給料表の改定に準じて改める。(平均+0.2%)
- (2) 期末勤勉手当の改定  
勤勉手当の年間支給月数を 0.05 月上げる。

	6 月期		12 月期		年間支給月数
	再任用以外	再任用	再任用以外	再任用	
30 年度 期末 勤勉	1.225 0.90	0.65 0.425	1.375 (改定なし) 0.95 (現行 0.90)	0.80 (改定なし) 0.475 (現行 0.425)	再任用以外 4.40→4.45
31 年度 期末 以降 勤勉	1.30 0.925	0.725 0.45	1.30 0.925	0.725 0.45	再任用 2.30→2.35

- (3) 特定任期付職員の給料表及び期末手当の改定
  - ・国の給料表の改定に準じて改める。(1 から 7 号給にそれぞれ+1,000 円)
  - ・期末手当の年間支給月数を 0.05 月上げる。(期末手当 3.30 月→3.35 月)

- (4) 宿日直手当の改定  
勤務 1 回の支給限度を上げる。(通常の宿日直の場合 4,200 円→4,400 円)

3 特別職 (議員、市長等)

期末手当の年間支給月数を 0.05 月上げる。

	6 月期	12 月期	年間支給月数
30 年度 期末	2.125	2.325 (現行 2.275)	4.40→4.45
31 年度 期末	2.225 (現行 2.125)	2.225 (現行 2.275)	

4 施行期日

- (1) 給料表、宿日直手当の改定 平成 30 年 4 月 1 日
- (2) 期末手当、勤勉手当の支給割合の改定 平成 30 年 4 月 1 日  
平成 31 年度に係るもの 平成 31 年 4 月 1 日